土砂災害時の避難確保計画

年 月 作成

1. 計画の目的

土砂災害に関する避難確保計画(以下、「避難確保計画」という)は、土砂災害防止法第8条の2に基づき、当施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、土砂災害防止法 第8条の2第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

本避難確保計画は、当施設に勤務する職員(以下「施設職員」という)および児童・生徒、また、出入りする全ての者(以下「利用者等」という)に適用する。

【施設の状況】

	人	数	
昼間·	·夜間	休	日
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	昼間		
名	名		
夜間	夜間		
名	名		

4. 防災体制に関する事項

- (1) 各班等の任務と組織
 - 1) 各班等の任務
 - ①統括 (施設管理者)

避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般。

②指揮班

統括を支援し、各班へ必要な事項を指示する。 また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに、市役所等へ通報する。

③情報収集伝達班

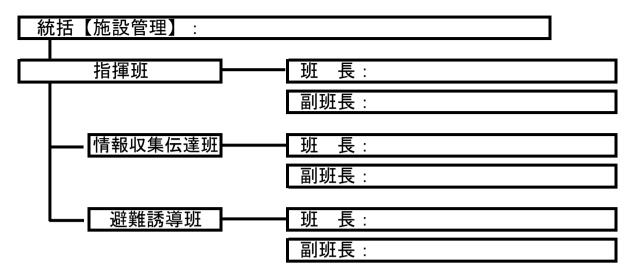
テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、 がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘 導班、関係機関等に必要事項を報告・伝達する。

4避難誘導班

高齢者等避難の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合には、情報収集伝達班への報告を行うとともに利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

また、避難時に使用する資機材の準備を行う。

(2) 組織図



5. 防災体制

防災体制は、以下の通りとする。

(1) 防災体制確立の判断時期及び役割分担

(1)防災体制催业の判断時期及ひ役割が	7 1 <u>年</u>		
体制確立の判断時期	注	活動内容	主対応
以下のいずれかに該当する場合	注意体制確立		
	確		
	立		
以下のいずれかに該当する場合			
	警		
	L/警戒体制確立		
	確		
	立		
		J	
			1
以下のいずれかに該当する場合			
	非		
	非常体制確立		
	本 *		
	_/ 確		
	立		
		<u> </u>	

(2) 事前対策

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、休校(園)などを検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

(3) 情報収集及び伝達

情報収集伝達班は、気象情報、気象警報、避難指示等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および児童・生徒等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所等へ通報する。

【主な情報収集方法】

収集する情報	収集方法
気象情報	
土砂災害警戒情報	
 高齢者等避難	
同断有守姓無 避難指示	
延知られ	

【情報伝達の内容・連絡先等】

【情报以注》[7] 在					
報告情報	伝達手段	報告先			
前兆現象					
被害情報					
避難準備等について					
避難開始等について					

【関係機関等連絡先】

機関名	電話	FAX	メールアドレス

6. 避難誘導に関する事項

(1) 避難誘導等

指定緊急避難場所へ避難誘導する。

指定避難場所:

但し、指定緊急避難場所まで立ち退き避難が困難な場合は、施設内での垂直避難を行い、安全確保を図る。

施設内避難場所:

(2) 澼難基準

①市役所等からの情報に基づく判断 避難に関する情報の発表や発令等があった場合には、避難等を開始する。

〇避難開始基準

②自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

- がけの表面に水が流れ出す。
- がけから水が噴き出す。
- ・小石がパラパラと落ちる。
- がけからの水が濁りだす。
- ・がけの樹木が傾く。
- 樹木の根の切れる音がする。
- ・樹木の倒れる音がする。
- がけに割れ目が見える。
- ・斜面がふくらみだす。
- 地鳴りがする。

(3) 避難方法

① 指定緊急避難場所へ避難の場合

避難場所:

避難場所までの距離:

移動手段: 避難経路:

② 施設内避難の場合

避難場所: 避難経路:

- ※避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。
- ※停電による、照明設備やエレベータ等の停止に留意しておく。

(4) 施設周辺や避難経路の点検

- ①施設周辺の点検
 - 避難場所に移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、 支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
 - ・施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

・避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が 困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

(5) 避難の実施

避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより(どこへ)、(どうやって)避難を開始します」と、職員及び児童・生徒等に周知する。

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資機材については、 下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおり。

避難確保資機材等一覧					
	備蓄品				
情報収集・伝 達用					
避難誘導用					
屋内安全確保 の場合					
児童・生徒用					
その他					

浸水を防ぐた	<u>:</u> めの対策

_	PH 11.	, 101 —	_ ~ ~ .		
8.		· *** ==	14 7 K 7	訓練の	
_	$\Pi\Pi M$	/ 2 2 V 😝	\sim \sim \sim \sim	3111 XT (/	/ - m

職員、児童・生徒への防災教育及び訓練を以下のとおり実施よう努める。

■防災に係る研修

■防災訓練

【周辺の避難経路図】

避難先は、土砂災害ハザードマップから、以下の場所とする。

世無九は、エラグロバラ	クート、プラがら、終下の場所とする。
避難経路図	
施設及び避難先の)位置と、施設から避難先までの避難ルートを
	貼り付けて下さい。
施設所在地	
避難場所	

【避難経路図(館内)】

避難絲	圣路図						
	, 0,4	*## <i>#</i>	エの' 地## ::	/ -	ムルテナン		
	廸	[無九よ	じの避難ル	一トを貼り	付けて下さり	υ ' ο	
	避難場所		0				